

「取引報告書等の電子交付に関する同意書」の一部改正について

下線部変更

(2025年3月31日)

現 行	改正後
<p>(省 略)</p> <p>(1) <u>店頭外国為替証拠金取引(トライオート FX、マイメイト)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライオート FX 取引説明書(契約締結前交付書面) ・<u>マイメイト取引説明書(契約締結前交付書面)</u> ・店頭外国為替証拠金取引 契約約款 ・取引報告書兼取引残高報告書(契約締結時交付書面) ※証拠金の受領に係る書面も兼ねています <p>(2) <u>店頭外国為替証拠金取引(マイメイト)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>投資助言に係る契約締結前の書面(契約締結前交付書面)</u> ・<u>契約締結時の書面兼投資顧問契約書(契約締結時交付書面)</u> <p>(3) <u>店頭 CFD 取引(トライオート CFD、トライオート ETF)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライオート CFD 取引説明書(契約締結前交付書面) ・トライオート ETF 取引説明書(契約締結前交付書面) ・店頭 CFD 取引 契約約款 ・取引報告書兼取引残高報告書(契約締結時交付書面) ※証拠金の受領に係る書面も兼ねています <p>(4) <u>店頭外国為替証拠金取引および店頭 CFD 取引共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭外国為替証拠金取引・店頭 CFD 取引に係るご注意 ・確認書 ・勧誘方針、個人情報および個人番号の利用目的、個人情報保護宣言 ・反社会的勢力でないことの確約書 ・<u>外国政府等の重要な公人に係る確認書</u> ・その他貴社が定め、貴社のホームページ(ウェブサイト)で掲げるもの 	<p>(現行どおり)</p> <p>(1) 店頭外国為替証拠金取引(トライオート FX)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライオート FX 取引説明書(契約締結前交付書面) ・店頭外国為替証拠金取引 契約約款 ・取引報告書兼取引残高報告書(契約締結時交付書面) ※証拠金の受領に係る書面も兼ねています。 <p>(削 除)</p> <p>(2) 店頭 CFD 取引(トライオート CFD、トライオート ETF)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライオート CFD 取引説明書(契約締結前交付書面) ・トライオート ETF 取引説明書(契約締結前交付書面) ・店頭 CFD 取引 契約約款 ・取引報告書兼取引残高報告書(契約締結時交付書面) ※証拠金の受領に係る書面も兼ねています。 <p>(3) 店頭外国為替証拠金取引および店頭 CFD 取引共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭外国為替証拠金取引・店頭 CFD 取引に係るご注意 ・<u>各確認書</u> ・勧誘方針、個人情報および個人番号の利用目的、個人情報保護宣言 ・反社会的勢力でないことの確約書 ・その他貴社が定め、貴社のホームページ(ウェブサイト)で掲げるもの